

## 栗山町立小中学校再編準備委員会設置要綱

### (設置)

第1条 栗山町立小学校及び中学校(以下「小中学校」という。)の教育環境の整備及び小中学校における教育の充実を図るため、栗山町立小中学校再編準備委員会(以下「準備委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 準備委員会は、栗山町立小中学校適正配置基本計画に基づき、学校再編の準備に関し調査及び協議を行うものとする。

2 準備委員会は、協議した内容及び決定した事項を取りまとめ教育委員会へ報告する。

### (組織)

第3条 準備委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 小中学校の校長
- (2) 小中学校の教頭
- (3) 学校運営協議会を代表する者
- (4) 地域教育協議会を代表する者
- (5) 小中学校の児童又は生徒の保護者で構成する団体を代表する者
- (6) 栗山町内のこども園及び保育園に入園の園児の保護者を代表する者
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

### (会長及び副会長)

第5条 準備委員会に委員長1人及び副委員長3人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

### (会議)

第6条 準備委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 準備委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 準備委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 準備委員会が必要と認めたときは、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長の指名する委員及び教員をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選により選出する。

4 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその会議の議長となる。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(報償及び費用弁償)

第8条 委員に対する報償及び費用弁償は、予算の範囲内において別に定める。

(庶務)

第9条 準備委員会の庶務は、学校教育課において行う。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が準備委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。